

# 70歳以上で高額な診療を受けられる皆様へ

## 【高額療養費制度とは？】

- ・1か月の医療費が上限額(自己負担限度額)を超えた場合、超過分が払い戻される制度です。
  - ・従来は、限度額適用認定証の交付を受け医療機関の窓口へ提示することで、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなりました。
  - ・現在は、**マイナ保険証**を所持し「限度額情報の利用に同意」されるか、**資格確認書**を所持しオンライン照会に同意された場合、限度額適用認定証の提示は不要です。
- ※オンライン照会を希望される方は、受付2番へお声がけ下さい。  
入院中の方は、入院時にお渡しする書面でオンライン照会に同意いただくことも可能です。

## 限度額認定証の交付手続きが必要な方

- 以下に該当し、かつ、マイナ保険証の「限度額情報の利用」や、資格のオンライン照会に同意いただけない方
- ・現役並み所得者(3割負担) I、IIの該当者
  - ・住民税非課税世帯

## 1か月あたりの自己負担の限度額

	適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	多数該当
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円	

- ※医療機関、入院・外来、保険薬局ごとに自己負担限度額が計算されます。
- ※同月に入院や外来など複数受診がある場合、合算して限度額を超過した分が、手続きにより払い戻されます。
- ※療養を受けた月以前の1年間に、3ヶ月上限に達した場合は、多数該当となり4ヶ月目から上限額が軽減されます。

## 限度額適用認定証: 交付手続き窓口

- 75歳以上の方・・・市町村の後期高齢者医療担当窓口
- 国民健康保険の方・・・市町村役場の国民健康保険担当窓口
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)の方・・・健康保険協会の各都道府県支部
- 組合健康保険、共済組合の方・・・各健保組合・共済組合担当窓口

- ☆認定証の交付を受けたら、速やかに窓口へご提示ください。
- ☆申請をした月から有効となりますので、早めの申請をお願いします。